平成３０年９月２１日
内閣府（防災担当）

「平成３０年台風第１９号、第２０号、第２１号の暴風雨等による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込み」について

平成３０年台風第１９号、第２０号、第２１号の暴風雨等による災害については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定し、別紙の措置を適用する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付　武藤、松葉
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383）　03-3593-2847（直通）

（別紙）

平成３０年台風第１９号、第２０号、第２１号の暴風雨等による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

１．激甚災害の指定（見込み）

平成３０年台風第１９号、第２０号、第２１号の暴風雨等（仮称）

２．適用措置の指定（見込み）

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第２章） 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 （過去５カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ） ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （法第２４条第１項、第３項、第４項） 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。	新潟県粟島浦村 長野県大鹿村 和歌山県古座川町
○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第５条） 農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 （過去５カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ） ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （法第２４条第２項～４項） 国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。	大阪府豊能町 奈良県野迫川村 上北山村 和歌山県新宮市 高野町 白浜町
○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第６条） 農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。 （一般災害 20% → 最高 90%）	和歌山県白浜町